連載

# 健康でいきいきと働きつづけられる職場づくりを




## 第八話　職場における喫煙対策のすすめ

千葉県民主医療機関連合会
産業医　**長尾　望**

こんにちは。過ごしやすい秋となり、気温も徐々に下がってきました。間もなく訪れる冬には空気も澄んできりりと引き締まり、すがすがしい季節となってきますね。それが好きで冬の早朝散歩を楽しむという方もいらっしゃるのではないでしょうか。（ただし生活習慣病のコントロールの悪い人には、脳・心血管疾患のリスクもありますが。）

そうした我々の生活と切っても切れない「空気」ですが、30～40年前には屋外も屋内も、飲食店も公共交通機関でも喫煙可能であったり、喫煙室が設けられたりしていました。今思い起こせば子供のころ、田舎に遊びに行く新幹線での道中も、座席（というか号車）選びを失敗すると喫煙席のすぐ近くの車両では煙が匂いがもやもやと入り込んで煙たかったものでした。かなり高齢の医師に聞いた話では昔は診察室でも煙草を吸っている方までいたというのですから、驚きです。

今、「快適職場を作る」と考えた時、大切なのは①作業環境、②作業方法、③疲労回復支援施設、④職場生活支援施設について考えることが必要になってきました。

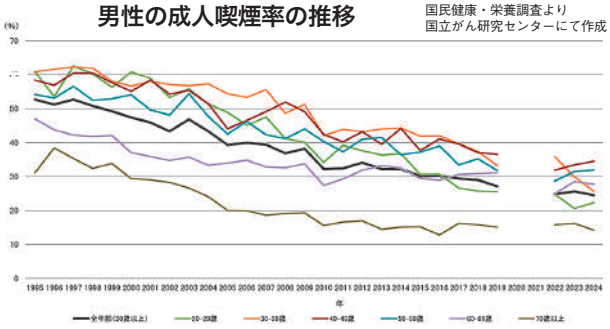
この場合の「作業環境」は、心理的環境・人間関係などだけでなく、物理的化学的環境（気温・室温・照度・騒音・大気中のほこり）も含まれてきます。20世紀の頃は、日本人成人男性はかなりの割合で喫煙者でした。しかし2000年までに、安衛法改正による「事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」や、喫煙対策のガイドライン、「健康日本21」策定などがあり、その後21世紀になってからは健康増進法や新ガイドラインが重要になってきました。そうした中、2020年東京オリンピックに向けてさらに受動喫煙防止の対策チームが作られたり、安衛法が改正されたりしました。結果的に、昔は60％あった喫煙率も今では15％以下に下げてくることが出来ています。

また職場での喫煙については、喫煙者本人の健康問題、喫煙所のマナー問題、非喫煙者の受動喫煙（じかに煙を吸わなくても、喫煙後の喫煙者の衣服や肺から漏れ出ています）問題、さらには「非喫煙者に対し、喫煙者は毎時煙草休憩で職場を離脱しているのは不公平ではないか」「会議の場でなく喫煙所で根回しされることは良くないのでは」といった労務管理・心理的問題も生むこととなっています。

ぜひ、自分の職場はどうだろう？周囲の人で喫煙している人をいさめるには何を理由にすればよいだろう？ぜひ、皆さんも考える機会にしてみてください。

**男性の成人喫煙率の推移**

国民健康・栄養調査より
国立がん研究センターにて作成




MIN-IREN HEALTH CARE
職員の健康を守るページ

『健康で働きつづけられる職場づくり 2024年改訂版』は、300円でオンライン書店からお求めいただけます。是非ご活用ください。

https://www.min-iren.gr.jp/ec/html/products/detail/59